

# 当別MaaSプロジェクト ～タクシーを活用した移動支援サービスの検討～

当別地域公共交通活性化協議会  
当別MaaSプロジェクトチーム

※令和2年6月29日時点の資料のため、  
内容については変更となる場合があります

## ■ 2つの実証実験へのご協力をお願い

ふれあいバスやJRだけではカバーできない移動ニーズに対して  
タクシーを活用した**持続可能な移動支援の在り方**を検討していくため実証実験を行う

### ① エリアへの移動支援 ＜定額タクシーサービス＞

サービス内容：対象エリアから指定区間までの利用運賃を定額制にする  
運用方法：通常運賃との差額を行政からの移動支援負担として拠出する

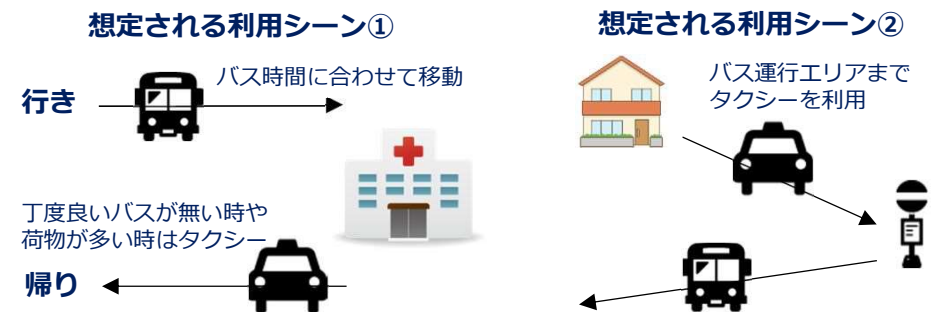
・スキームのイメージ

※金額は一例



### ② 移動シーンへの移動支援 ＜アナログサブスクサービス＞

サービス内容：ふれあいバス回数券購入者にタクシー補助券を付与  
運用方法：補助券費用を行政からの移動支援負担として拠出する



ふれあいバスでカバーできていない地域に対して

+

足りない部分をタクシーで補完することで

↓

自家用車に頼らずとも日常生活が送れる

基本の移動はふれあいバス

+

少し不便なシーンにタクシーを活用

↓

自家用車に頼らずとも日常生活が送れる

ドアtoドアのすべてを支援することは持続可能性の観点から困難  
外出状況に合わせた適切な移動支援の仕組みづくりが必要

## ■ 定額タクシーサービス

サービス内容	事前登録をいただいたサービス対象者に限り、 <b>1回あたり300円の定額</b> でタクシーを利用できるサービス
サービス対象者 (登録可能な人) 右の①・②を満たす町民	条件①：「 <b>65歳以上</b> 」または「 <b>60歳以上の運転免許返納者</b> 」または「 <b>障がい者</b> 」のいずれかに該当している 条件②： <b>対象地域</b> に住んでいる人（以下の表を参照）
登録方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス告知チラシ裏面の「<b>申込用紙</b>」に必要事項を記入</li> <li>・申込用紙を① F A X 送付、② 郵送のいずれかで申し込み</li> <li>・申込後、条件等を満たす方に、「利用方法リーフレット」、「登録証」、「利用記録用紙」を郵送</li> </ul>
利用ルール①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車時には、「<b>登録証</b>」の提示が必要です</li> <li>・「登録証」は登録者ご本人のみ有効です</li> </ul>
利用ルール②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録した住所毎に、<b>利用できる範囲</b>が決まっています（以下の表を参照）</li> <li>・「お迎え先」または「行先」のどちらかが、登録時の住所である場合のみ定額で利用できます</li> </ul>
利用ルール③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族やご友人など、どなたでも「同乗」することができます（ご本人利用時のみ）</li> <li>・ただし、発着地の間に経由地に立ち寄ることはできません</li> </ul>
利用ルール④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能時間は、各タクシー会社の営業時間とします</li> <li>・混雑状況によって、利用できない場合があります。なるべく、事前にご予約の上ご利用ください</li> </ul>

区分	対象地域 (サービス対象者の条件②)	利用できる範囲 (最寄りの市街地と地区内において利用可能です)					
		本町市街地	太美市街地	地区 A	地区 B	地区 C	町外
地区 A	青山、弁華別、茂平沢、金沢、中小屋	利用可	×	利用可	×	×	
地区 B	上当別、若葉、川下	利用可	利用可	×	利用可	×	×
地区 C	高岡、獅子内、太美スターライト、ビトエ、当別太	×	利用可	×	×	利用可	

## ■ 定額タクシーサービス

<p>検討フェーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検討・・・（～4月末）</li> <li>・タクシー事業者協議・・・（5月下旬）</li> <li>・サービススキーム確定・・・（5月末）</li> </ul>
<p>準備フェーズ</p>	<p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ作成・・・（～6月初旬）</li> <li>・チラシ入稿期限・・・（～6月中旬）</li> <li>・広報実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>-7月町広報に同封（対象地域のみ）・・・（～6月末納品→7月配布）</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <p>【登録・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者向け利用パンフレット作成・・・（～6月末）</li> <li>・調査票作成・・・（～6月末）</li> <li>・登録証作成・・・（～6月末）</li> <li>・事業者用マニュアル作成・・・（～8月15日）</li> <li>・申込対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>-受付期間・・・（7月1日～8月15日）</li> <li>-登録証等の送付・・・（7月1日～8月31日）</li> </ul> </li> <li>・登録者リスト作成→事業者へ共有・・・（～8月20日）</li> </ul>
<p>実施フェーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス期間・・・（9月1日～10月31日）             <ul style="list-style-type: none"> <li>-配車から利用までの流れ対応 [予約受付→配車→登録証確認→運行→運賃徴収]</li> <li>-利用後の対応 [登録証番号記録→利用時刻記録→メーター運賃記録→発着場所記録]</li> </ul> </li> <li>・利用状況とりまとめ・・・毎週月曜日に前週分をまとめて提出</li> </ul>
<p>検証フェーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況とりまとめ・・・（～11月末）</li> <li>・効果検証（アンケート等も実施）・実施報告書作成・・・～12月</li> <li>・差額分（委託料）の清算・・・10月中旬・11月中旬</li> </ul>

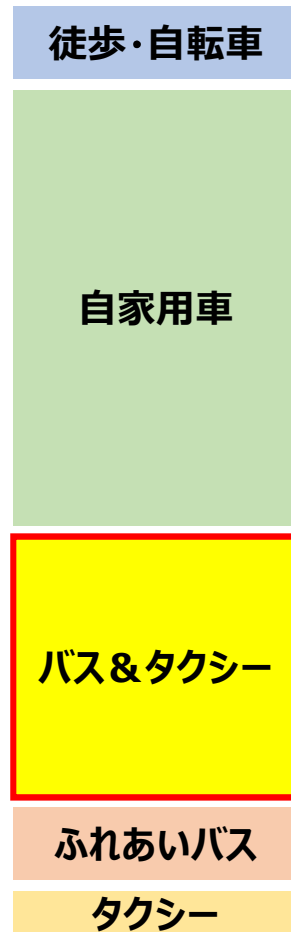
## ■ アナログサブスクサービス

- ・ふれあいバスは利用できるけど、ふれあいバスだとちょっと不便なシーンがある
- ・そういうシーンにタクシーを利用していただくことで、「基本はバス、たまにタクシー」を実現して自家用車依存からの脱却を図る

### 現状イメージ



### 将来目標



### ■ サービス内容

- ・ふれあいバスの「回数券 1 つづり」購入でタクシー補助券 2 枚配布
- ・タクシー補助券は 1 枚でタクシー運賃から500円引きとなる
  - ※500円未満の運賃の場合でも、おつりは出ません
  - ※1回の乗車につき、使用できるのは1枚のみ

### ■ 回数券の購入区分

- ・一般、中学生、高校生用 [12枚つづり] 2,000円
- ・小学生、障がい者、介護人 [24枚つづり] 2,000円

→いずれの区分においても、1 つづりに対してクーポンは 2 枚進呈

### ■ 利用期限

- ・販売開始日から1月31日まで
- ・返金・交換等の対応はしない

### ■ 販売枚数や販売場所

- ・定額タクシーサービスでの予算使用状況に応じて、枚数を検討する
- ・販売場所は、車内販売、下段モーターズ(現行と同様)

## ■ アナログサブスクサービス

<p>検討フェーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検討・・・（～4月末）</li> <li>・タクシー事業者協議・・・（5月下旬）</li> <li>・サービススキーム確定・・・（5月末）</li> </ul>
<p>準備フェーズ</p>	<p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ作成・・・（～9月初旬）</li> <li>・チラシ入稿期限・・・（～9月中旬）</li> <li>・広報実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>-10月町広報に同封（対象地域のみ）・・・（～9月末納品→10月配布）</li> </ul> </li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クーポン作成・・・（～9月末）             <ul style="list-style-type: none"> <li>-利用者記入欄：利用者氏名、利用目的</li> <li>-事業者管理欄：利用日時、メーター運賃、発着場所、等</li> </ul> </li> <li>・事業者用マニュアル作成・・・（～10月初旬）</li> </ul>
<p>実施フェーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス期間・・・（10月中旬～1月31日）             <ul style="list-style-type: none"> <li>-利用時の流れ〔運賃清算時に利用者から補助券を受け取り、記入を確認し、運賃から500円を差し引く〕</li> <li>-利用後の流れ〔事業者管理欄に必要事項を記入し、清算まで保管する〕</li> </ul> </li> <li>・利用状況とりまとめ・・・都度カウント</li> </ul>
<p>検証フェーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況とりまとめ・・・（～2月末）</li> <li>・効果検証・実施報告書作成・・・（～2月末）</li> <li>・利用分（委託料）の清算・・・（～2月末）             <ul style="list-style-type: none"> <li>-利用された補助券を保管し、枚数に応じて各社に支払う</li> </ul> </li> </ul>

## タクシー定額300円サービス実証実験

## 《 申 込 書 》

- 1) 申込日・ご住所をご記入ください  
 2) 申込者全員分の氏名・生年月日・連絡先をご記入ください  
 3) 申込者全員分の「必要書類(氏名や生年月日がわかるもの)」のコピーをご準備いただき、対応するものに✓をつけてください  
 4) この申込書と必要書類を合わせて、郵送またはFAXにて送付してください

申込日 2020年 月 日

ご住所 ※番地までご記入ください

申込者①  
 氏名[ ]  
 生年月日[西暦 年 月 日] [満 歳]  
 連絡先[ ]  
 必要書類 免許証 保険証 運転経歴証明書 障がい者手帳

申込者②  
 氏名[ ]  
 生年月日[西暦 年 月 日] [満 歳]  
 連絡先[ ]  
 必要書類 免許証 保険証 運転経歴証明書 障がい者手帳

申込者③  
 氏名[ ]  
 生年月日[西暦 年 月 日] [満 歳]  
 連絡先[ ]  
 必要書類 免許証 保険証 運転経歴証明書 障がい者手帳

## 《 送 付 先 》 FAXで送付:011-738-1889

(担当)(一社)北海道開発技術センター(竹口・森)

(郵送で送付)〒001-0011 札幌市北区北11条西2丁目2番17号セントラル札幌北ビル

※同一住所以外の方は同時にお申込できません ※60歳以上65歳未満の方は、「運転経歴証明書」のコピーが必須となります  
 ※障がい者の方は、障がい者手帳のコピーが必須となります ※3名以上のお申込みがある場合は、用紙をコピーする等でご対応ください  
 ※利用条件に該当しない場合は、登録証は送付できませんのでご了承ください ※ご記入いただいた個人情報はサービス提供のためにタクシー会社に共有させていただきます

# タクシー定額300円サービスの 期間限定実証実験を開始します

サービス期間 **9月1日~10月31日**

当別町では町内の移動を便利にするためにふれあいバスの運行・利便性向上に努めてきましたが、一部地域ではバスの利用が困難な状況となっています。そこで、主にふれあいバスが運行していない地域向けの交通サービスを検討するために、期間限定でタクシー運賃を300円とする新たなサービスの実証実験を行います。実証実験中におけるメーター料金との運賃差額は一般財団法人トヨタ・モビリティ基金の助成金から支払い、サービスの利用状況や効果検証に基づいて、今後の移動支援の在り方を検討します。バスを中心とした公共交通サービスと、それを補完するタクシーサービスを展開することで、“自家用車に頼らずとも便利に移動できる街”を実現するために、ご協力の程宜しくお願いいたします。

## 登録方法

★利用登録期間:8月15日消印まで

★登録証の到着:申込から1~2週間

## 1 利用条件の確認

以下の利用条件1・2を両方満たす方のみ本サービスの利用対象となります。

## 利用条件1

次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上
- ・60歳以上の運転免許返納者
- ・障がい者

## 利用条件2

次の地域にお住まいの方

- ・青山・弁華別・茂平沢・金沢
- ・中小屋・上当別・若葉・川下
- ・高岡・獅子内・太美スターライト
- ・ビトエ・当別太

## 2 申込書の記入

本紙裏面の「申込書」に必要事項をご記入ください。

## 3 必要書類を用意

年齢等が確認できる書類のコピーをご用意ください。

## 4 郵送またはFAXで送付

「申込書」と「必要書類」を郵送またはFAXで送付してください。

5 「登録証」が届いたら  
利用登録完了です!

サービス内容・利用方法等は【中面】をご確認ください⇒

(実施主体) 当別町役場企画部企画課・当別町地域公共交通活性化協議会  
 (委託先) 一般社団法人北海道開発技術センター(担当:竹口・森) (連絡先) TEL:011-738-3363 FAX:011-738-1889

## 利用方法

### 手順1 タクシーを呼ぶ

- 1 タクシー会社へ連絡します(駅前などに停車しているタクシーでも利用可能です)
- 2 「氏名」と「登録証番号(ID)」を伝えます
- 3 利用日時を伝えます(配車不可の場合もありますのでご了承ください)
- 4 「お迎え先」と「行先(目的地)」を伝えます
- 5 あとはタクシーの到着を待ちます

### 手順3 利用状況を記録する

- 1 「利用日時」「出発地・目的地」「メーター運賃」などを記録します
- 2 サービス期間終了後に、利用状況等に関するアンケートに回答していただきます

## 利用ルール

- ★定額運賃でご利用いただくには「登録証」の提示が必要になります。「登録証」が無い場合、忘れてしまった場合は、通常運賃でのご利用になります。
- ★定額タクシーの利用可能範囲には制限がございます。ご登録いただいた住所毎に、利用できる範囲は異なりますので、右下の表をよくご確認ください。
- ★利用できる移動は、「お迎え先」または「行先」がご登録いただいた住所の場合に限ります。(例: 自宅→病院…○、友人宅→自宅…○、病院→友人宅…×)
- ★ご登録いただいた住所毎に、優先的に利用していただきたいタクシー会社を割り当てています。迎車距離の少ない効率的な運行のためにご協力ください。(優先利用会社の混雑状況や営業時間外のご利用については、この限りではありません。)
- ★利用可能時間は、タクシー会社の営業時間に準拠します。それぞれご確認ください。
- ★ご登録いただいたご本人がいる場合に限り、ご家族やご友人などの同乗は可能です。ただし、複数個所への立ち寄りや割り勘でのお支払いできません。

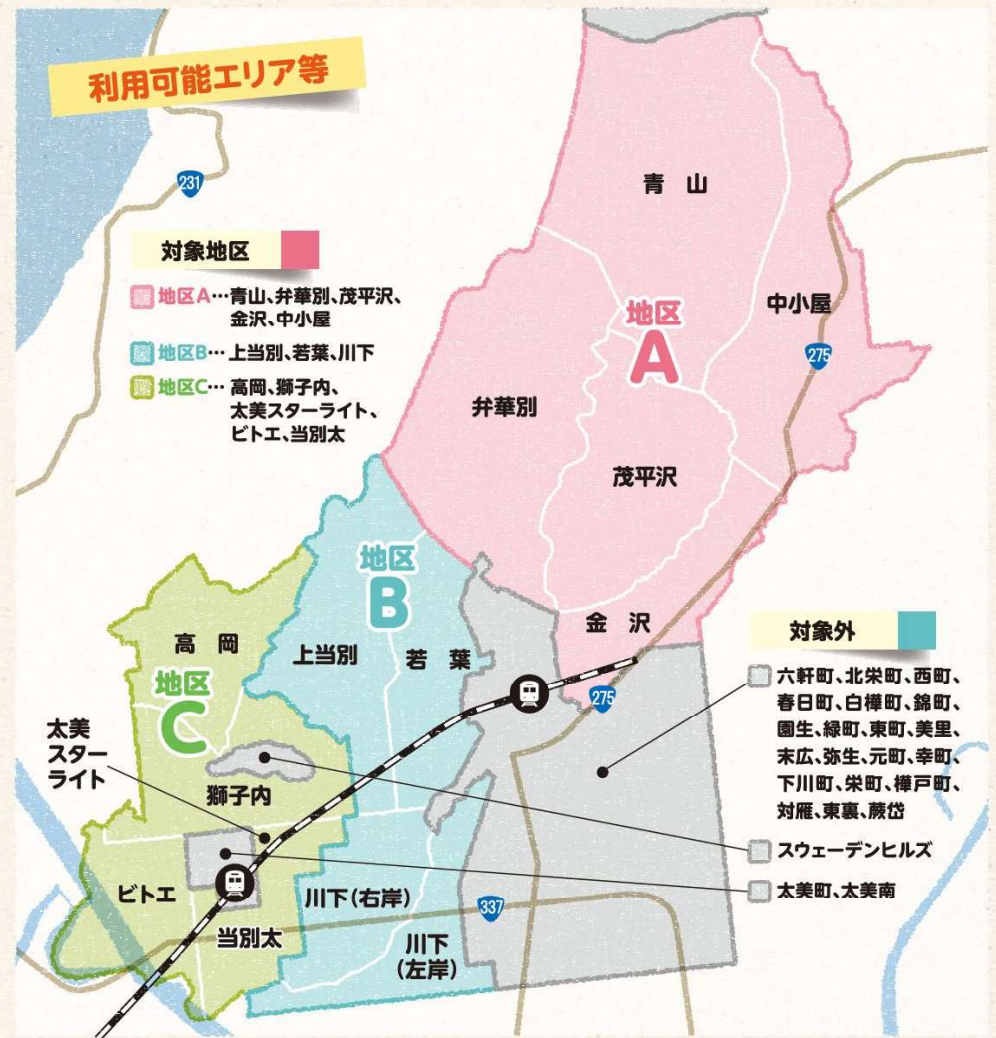
## その他

- ★利用目的に制限はございません。利用ルール内(利用可能範囲など)であれば、お食事や友人宅訪問、娯楽・レジャーなど何にでもご活用ください。
- ★利用回数にも制限はございません。実証実験期間内であれば、何回でもご利用いただけます。ただし、タクシー会社や他の利用者への一定のご配慮をお願いいたします。
- ★タクシー台数には限りがありますので、混雑状況によっては利用できない場合もございます。事前にご予約することをオススメいたします。

### 手順2 タクシーを利用する・運賃を支払う

- 1 乗車後、運転手に「登録証」を見せて確認してもらいます
- 2 「行先(目的地)」を再度確認してください
- 3 あとは目的地への到着をお待ちください
- 4 到着後、メーター運賃を確認してください(メーター運賃をメモしましょう)
- 5 定額運賃の300円をお支払いいただき、降車してください

## 利用可能エリア等



エリア区分	優先利用会社 (営業時間)	利用可能範囲(定額タクシーで行ける場所 ○…ご利用可能)					
		本町市街地	太美市街地	地区A	地区B	地区C	町外
<地区A> 青山、井華別 茂平沢、金沢、中小屋	当別ハイヤー 7時~翌1時	○	×	○	×	×	×
<地区B> 上当別、若葉、川下	シモダンタクシー 8時~18時	○	○	×	○	×	×
<地区C> 高岡、獅子内 太美スターライト、ビトエ 当別太	タイラハイヤー 7時~翌0時30分	×	○	×	×	○	×